

総 税 都 第 5 0 号
平成30年7月19日

各道府県総務部長

殿

東京都主税局長

総務省自治税務局都道府県税課長

「事業税における国外所得等の取扱いについて」の一部改正について

「事業税における国外所得等の取扱いについて」(平成16年4月1日総税都第16号)の一部を下記のとおり改正しますので、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

別添「事業税における国外所得等の取扱いについての一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

改正後の規定は、平成31年1月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

事業税における国外所得等の取扱いについての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>事業税における国外所得等の取扱いについて</p> <p>標記については、下記のとおり取り扱うことが適当と思われるので、貴職におかれては、この趣旨を御理解いただき、適切に運用願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(国外所得の算定)</p> <p>1 地方税法（以下「法」という。）の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下「内国法人」という。）で、法の施行地外において事業を営んでいるもの（以下「特定内国法人」という。）の所得割の課税標準は、当該特定内国法人の所得の総額から法の施行地外の事業に帰属する所得（以下「国外所得」という。）を控除して算定するものであること。</p> <p>(外国の事務所又は事業所)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>2の「外国の事務所又は事業所」とは、地方税法施行令（以下3において「令」という。）第20条の2の18に規定する内国法人が法の施行地外に有する恒久的施設に相当するものであること。</u></p> <p><u>なお、恒久的施設の範囲については、法第72条第5号、令第10条及び地方税法施行規則第3条の13の2に規定されているものであること。</u></p>	<p>事業税における国外所得等の取扱いについて</p> <p>標記については、下記のとおり取り扱うことが適当と思われるので、貴職におかれては、この趣旨を御理解いただき、適切に運用願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(国外所得の算定)</p> <p>1 地方税法（以下「法」という。）の施行地に主たる事務所又は事業所_____を有する法人（以下「内国法人」という。）で、法の施行地外において事業を営んでいるもの（以下「特定内国法人」という。）の所得割の課税標準は、当該特定内国法人の所得の総額から法の施行地外の事業に帰属する所得（以下「国外所得」という。）を控除して算定するものであること。</p> <p>(外国の事務所又は事業所)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>2の「外国の事務所又は事業所」とは、地方税法施行令第20条の2の18に規定する内国法人が法の施行地外に有する恒久的施設に相当するものをいい、具体的には(1)に掲げる場所（(2)に掲げる場所を除く。）及び(3)に掲げる場所並びに(4)に掲げる者であること。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる場所</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>その他事業を行う一定の場所でア又はイに掲げる場所に準ずるもの</u></p>

(2) 次に掲げる場所

- ア 内国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
- イ 内国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
- ウ 内国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとって補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

(3) 内国法人の法の施行地外にある建設作業場（内国法人が法の施行地外において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該内国法人の法の施行地外における当該建設作業等を含む。）

(4) 次に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、次に規定する内国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）

- ア 内国法人のために、その事業に関し契約（その内国法人が資産を購入するための契約を除く。以下ア及びウにおいて同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（内国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づき内国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

- イ 内国法人のために、顧客の通常要求に應ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

- ウ 専ら又は主として一の内国法人（その内国法人の主要な株主等その他その内国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

4 我が国が締結した租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において法第72条第5号イからハまでに掲げるものと異なる定めがあるときは、当該条約の適用を受ける内国法人については、当該条約において恒久的施設

4 日本国が締結した租税に関する二重課税防止 のための条約において3(1)から(4)までに掲げるものと異なる定めがあるときは、当該条約の適用を受ける内国法人については、当該条約において恒久的施設に相当する

____と定められたものに相当するものとするものであること。

5～12 略

13 所得の区分が困難である場合の按分の基準である従業者数については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 恒久的施設に相当するものうち、法第72条第5号ハに相当するものについては、按分の基準となる従業者が存在しないので、按分の計算には含めないものとして取り扱うこと。

(3)～(5) 略

14～21 略

____と定められたもの____とするものであること。

5～12 略

13 所得の区分が困難である場合の按分の基準である従業者数については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 3(4)により恒久的施設に相当するものとされるものについては、按分の基準となる従業者が存在しないので、按分の計算には含めないものとして取り扱うこと。

(3)～(5) 略

14～21 略